

第12期定時株主総会招集ご通知に 際しての書面交付省略事項

■ 事業報告

- ◆主要な事業内容
- ◆主要な事業所及び工場
- ◆使用人の状況
- ◆主要な借入先の状況
- ◆直前3事業年度の財産及び損益の状況
- ◆株式に関する事項
- ◆新株予約権に関する事項
- ◆社外役員に関する事項
- ◆会計監査人の状況
- ◆業務の適正を確保するための体制

■ 連結計算書類

- ◆連結持分変動計算書
- ◆連結注記表

■ 計算書類

- ◆株主資本等変動計算書
- ◆個別注記表

■ 監査報告

- ◆連結計算書類に係る会計監査報告
- ◆計算書類に係る会計監査報告
- ◆監査役会の監査報告

第12期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

PHCホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた
株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

■事業報告

◆主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、持株会社である当社、主要子会社のPHC株式会社、Ascensia Diabetes Care Holdings AG、Epredia Holdings Ltd.及び株式会社LSIメディエンス、ウィーメックス株式会社、メディフォード株式会社ほか関連会社及び共同支配企業と共同支配事業を含め、国内17法人、海外69法人にて構成されており、血糖自己測定システム（測定器及びセンサ）の開発、製造及び販売を行う「糖尿病マネジメントドメイン」、医科医事システム・電子カルテシステム・電子薬歴システム等医療IT製品の開発販売や臨床検査事業、創薬支援事業を展開する「ヘルスケアソリューションドメイン」及び保存機器や培養機器等の研究・医療支援機器や病理診断機器、Point of Care Testing（迅速検体検査、POCT）製品等の体外診断機器並びに電動式医薬品注入器（インジェクタ）及び臨床検査機器や試薬等の開発製造販売を行う「診断・ライフサイエンスドメイン」の3つの事業ドメインで事業を行っております。

◆主要な事業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号
----	--------------------

② 子会社

PHC株式会社	本社：東京都千代田区（登記上の本店所在地：愛媛県東温市） 工場：愛媛県東温市、群馬県邑楽郡、千葉県香取郡
株式会社LSIメディエンス	本社：東京都港区 事業所：東京都板橋区 ほか
ウィーメックス株式会社	本社：東京都渋谷区 事業所：埼玉県さいたま市、愛知県名古屋市 ほか
メディフォード株式会社	本社：東京都板橋区 事業所：東京都板橋区、茨城県神栖市、熊本県宇土市 ほか
PHC Europe B.V.	オランダ
PHC Corporation of North America	アメリカ
PT PHC Indonesia	インドネシア
Ascensia Diabetes Care Holdings AG	スイス
Ascensia Diabetes Care US Inc.	アメリカ
Ascensia Diabetes Care Deutschland GmbH	ドイツ
Epredia Holdings Ltd.	英領ケイマン諸島
Richard-Allan Scientific LLC	アメリカ
New Erie Scientific LLC	アメリカ
Epredia Laboratory Products Manufacturing (Shanghai) Co., Ltd.	中国
Shandon Diagnostic Ltd.	イギリス

◆使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	
糖尿病マネジメント事業	1,425	(9)
ヘルスケアソリューション事業	3,776	(1,702)
診断・ライフサイエンス事業	3,555	(279)
本社その他	342	(60)
合 計	9,098	(2,050)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

また、当連結会計年度より新しいセグメント区分に変更しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
176 (20) 名	48.8歳	18.8年

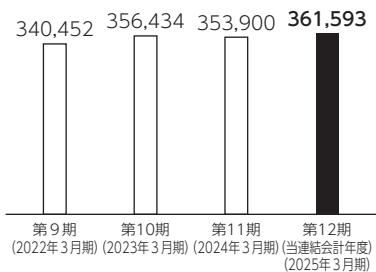
(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

◆主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

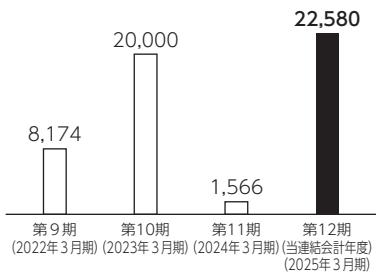
借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	98,000
株式会社三菱UFJ銀行	80,410
株式会社みずほ銀行	62,820
三井住友信託銀行株式会社	10,051

◆直前3事業年度の財産及び損益の状況

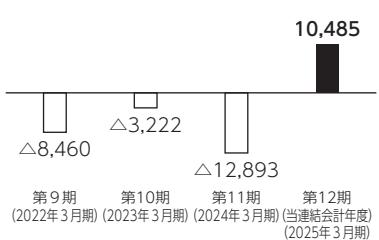
» 売上収益 (単位：百万円)



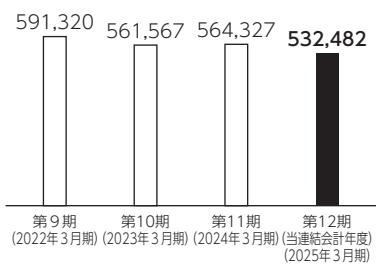
» 営業利益 (単位：百万円)



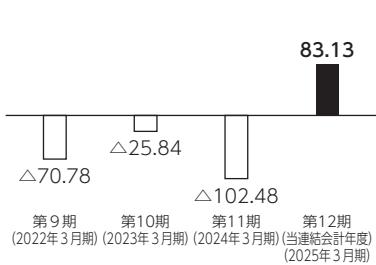
» 親会社の所有者に帰属する当期利益 (△は損失)
(単位：百万円)



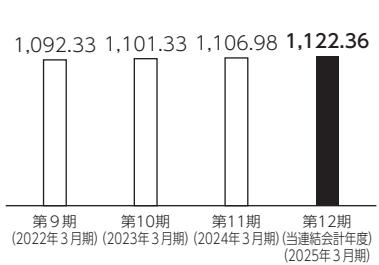
» 資産合計 (単位：百万円)



» 基本的1株当たり当期利益 (△は損失)
(単位：円)



» 1株当たり親会社所有者帰属持分 (単位：円)



区分	第9期 (2022年3月期)	第10期 (2023年3月期)	第11期 (2024年3月期)	第12期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上収益 (百万円)	340,452	356,434	353,900	361,593
営業利益 (百万円)	8,174	20,000	1,566	22,580
親会社の所有者に帰属する当期利益 (△は損失) (百万円)	△8,460	△3,222	△12,893	10,485
基本的1株当たり当期利益 (△は損失) (円)	△70.78	△25.84	△102.48	83.13
資産合計 (百万円)	591,320	561,567	564,327	532,482
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	135,374	138,008	139,515	141,639
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,092.33	1,101.33	1,106.98	1,122.36

◆株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	460,000,000株
② 発行済株式の総数	126,410,072株
③ 株主数	27,265名
④ 大株主	

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
KKR PHC Investment L.P.	47,994	38.03
三井物産株式会社	21,870	17.33
株式会社生命科学インスティテュート	12,297	9.74
パナソニックホールディングス株式会社	9,766	7.74
LCA 3 Moonshot LP	5,714	4.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,710	3.73
岡 秀朋	907	0.72
PHCホールディングス従業員持株会	851	0.67
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	756	0.60
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	578	0.46

(注) 持株比率は自己株式(211,941株)を控除して計算しております。

◆新株予約権に関する事項

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回J種新株予約権	第2回J種新株予約権
発行決議日		2022年7月27日	2023年7月26日
新株予約権の数		378 個	414 個
新株予約権の目的となる 株式の種類と数		普通株式 37,800株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 41,400株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに 払い込みは要しない	新株予約権と引換えに 払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり154,300円 (1株当たり1,543円)	新株予約権1個当たり149,100円 (1株当たり1,491円)
権利行使期間		2022年8月13日から 2032年8月12日まで	2023年8月22日から 2033年8月21日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 126個 目的となる株式数 12,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 138個 目的となる株式数 13,800株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 252個 目的となる株式数 25,200株 保有者数 2名	新株予約権の数 276個 目的となる株式数 27,600株 保有者数 2名
	監査役	—	—

(注) 本新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。
- ② 一個の本新株予約権の一部を行使することはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

◆社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係は、「事業報告 2会社の現況 (1)会社役員の状況 ①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりです。

口. 当事業年度における主な活動状況

役職	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	平野 博文	17/19回 (89%)	—	財務会計、M&A等の幅広い視野及び高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当社の任意の指名・報酬委員会の委員として活動しており、当事業年度に開催された指名・報酬委員会7回のうち6回に出席し、役員の指名・報酬に関する諮問に関し、積極的に助言・提言を行っております。
取締役	谷田川 英治	18/19回 (95%)	—	財務会計、M&A、研究開発等の幅広い視野及び高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	坂口 宣	14/14回 (100%)	—	医療機器・ライフサイエンス業界、M&A、生産・SCM等の幅広い視野及び高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っておりました。2024年12月31日付辞任までの当事業年度に開催された取締役会14回のうち、全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っておりました。
取締役	イヴァン・トルノス	17/19回 (89%)	—	医療機器・製薬業界、M&A、生産・SCM等の幅広い視野及び高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に出席し、独立した立場から取締役会の職務執行を監督し、当社の業務執行及び取締役会の意思決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。また、当社の任意の指名・報酬委員会の委員として活動しており、当事業年度に開催された指名・報酬委員会7回のうち、全てに出席し、役員の指名・報酬に関する諮問に関し、積極的に助言・提言を行っております。
取締役	デイビッド・スナイダー	18/19回 (95%)	—	財務会計、M&A、法務・リスクマネジメント等の幅広い視野及び高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っております。当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席し、独立した立場から取締役会の職務執行を監督し、当社の業務執行及び取締役会の意思決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。
取締役	山下 美砂	15/15回 (100%)	—	医療機器・ライフサイエンス業界、人事・労務等の幅広い視野及び高い見識から、幅広く当社の事業運営に関して発言を行っております。2024年6月26日付就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のうち、全てに出席し、独立した立場から取締役会の職務執行を監督し、当社の業務執行及び取締役会の意思決定の合理性・客観性の向上に寄与しています。また、当社の任意の指名・報酬委員会の委員長として議論をリードしており、2024年6月26日付就任以降、当事業年度に開催された指名・報酬委員会5回のうち、全てに出席し、役員の指名・報酬に関する諮問に関し、積極的に助言・提言を行っております。委員会準備の段階から事務局や経営幹部との意見交換を積極的に実施し、助言・提言を行っております。
監査役	シャノン・ハンセン	17/19回 (89%)	13/14回 (93%)	米国弁護士有資格者としての高い知見や豊富な経験から、取締役会及び監査役会において適宜適切な発言を行っております。
監査役	北川 哲雄	19/19回 (100%)	14/14回 (100%)	公認会計士としての専門的見地や上場会社も含む複数の他社での社外取締役・社外監査役としての豊富な経験から、取締役会及び監査役会において適宜適切な発言を行っております。

◆会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	146
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	213

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、欧州企業サステナビリティ報告指令 (CSRD : Corporate Sustainability Reporting Directive) の対応支援についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

◆業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、効果的なガバナンス体制及びモニタリング体制を整えることによって、取締役の職務執行の適法性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は、法令及び社内規程に従い、適切に保存と管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する規程を制定し、リスクに関する情報を一元的かつ網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定し、その重要性に応じて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等によって経営目標を明確化し、その達成状況を検証することによって、取締役の職務執行の効率性を確保する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに対する方針の明示によって、使用人のコンプライアンス意識の向上を図る。また、効果的なモニタリング体制を整えることによって、使用人の職務執行の適法性を確保する。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなるグループとしての業務の適正を確保するために、子会社に対して当社の経営方針・経営理念及び内部統制システムの整備に関する基本方針を徹底し、下記の体制を整備する。

- ① 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⑦ 監査役の職務を補助する使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、取締役から独立した組織を設け、監査役スタッフを置く。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフは社内規程に従うが、監査役スタッフへの指揮命令権は監査役に属するものとし、人事事項については監査役と事前協議を行うものとする。

⑨ 当社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に対して適切に報告する機会と体制を確保する。

⑩ 監査役への報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号に基づき監査役に報告を行った者が報告を理由として不利な取扱いを受けないようにする。

⑪ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払い又は償還する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が毎年策定する「監査計画」に従い、監査役の監査が実効的に行えるよう、体制を整える。

2. 「内部統制システムの整備に関する基本方針」の運用状況は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

PHCグループの経営理念の実践を徹底し、「取締役会規程」、「役員規程」等の社内規程を制定している。また、監査役による監査等が実施されている。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録は、取締役会開催ごとに作成され、取締役会事務局により永久保存されている。また、その他重要な決裁書類についても「文書管理規程」及び「経理財務規程」に基づき保存されている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

PHCグループ規程である「リスクマネジメント基本規程」を制定しており、重要なリスクについての情報を当社リスクマネジメント担当役員に集約し、当社リスクマネジメント担当役員が取締役会の場で報告している。なお、リスクマネジメント活動において、事業や組織に関する様々なリスクや関連する事案を、グループ全体で共有・論議し必要な対応を行うために、リスクマネジメント委員会を設置している。

またクライシスに迅速かつ適切に対応するために、PHCグループ規程である「危機管理基本規程」を制定しており、人命尊重、地域の安全確保等の基本方針を設けるとともに、事案の重要性に応じて、「グループ対策本部」を設置し、グループとして対応する体制をとっている。

リスクマネジメント担当役員は、最高執行責任者が担い、PHCグループにおけるリスクマネジメントの活動を統括している。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「PHCグループ重要事項決裁規程」の運用、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステムの整備等により、意思決定の迅速化を図っている。また、月次決算において事業計画の進捗状況の確認・検証を行い、対策を立案・実行している。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役と執行役員（代表取締役社長及び代表取締役副社長を除く）を分離し、取締役が執行役員の職務の執行を監視している。

社内規程の運用や社内報（法務かわら版）、eラーニングによるコンプライアンスの周知徹底等の活動を行うとともに、「社内通報窓口（コンプライアンス ヘルpline）」の運用等を通じて不正行為の早期発見に努めている。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

PHCグループの行動規範、グループとしての統一ルールや各社で制定すべきルールを整備し、これらの周知徹底を行っている。リスク情報の収集・評価、重要リスクの特定に当たっては、子会社もその範囲に含めると共に、「業務監査」・「内部統制監査」の実施、並びに「社内通報窓口（コンプライアンス ヘルpline）」の運用も子会社に適用している。

⑦ 監査役の職務を補助する使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

専任の監査役スタッフが所属する監査役室を設置し、執行部門の組織から分離させている。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフは社内規程に従うが、監査役スタッフへの指揮命令権は監査役に属するものとし、人事事項については監査役と事前協議を行うものとしている。また、各部門は国内外の事業場往査に協力し、内部監査部門も適宜報告する等、連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。

⑨ 当社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制

取締役及び従業員等は、重要会議に出席を要請する等して監査役に業務の運営や課題等について適宜報告している。また、会計及び監査における不正や懸念事項について、従業員等が監査役に通報する体制を構築している。

⑩ 監査役への報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して報告を行った者が報告を理由として不利な取扱いを受けないよう監査役は配慮すると共に、必要に応じて報告者に対して事後に確認を行っている。

⑪ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査の実効性を確保するため、監査役の職務実行について生じる費用を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に沿って会社が前払い又は償還することとしている。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役を補佐するために、社内に「監査役室」を設置している。さらに、各部門は国内外の事業場往査に協力し、内部監査部門も適宜報告する等、連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。

■連結計算書類

◆連結持分変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						
	その他の資本の構成要素						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	確定給付制度の 再測定	通じて公正価値で測 定する金融資産の変 動	キャッシュ・フロ ー・ヘッジ
2024年4月1日時点の残高	48,423	41,797	△2,773	△568	—	△1,110	△3
当期包括利益							
当期利益	—	—	10,485	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	△228	1,102	△14
当期包括利益合計	—	—	10,485	—	△228	1,102	△14
新株の発行	200	△154	—	—	—	—	—
親会社の所有者に対する配当金	—	—	△4,917	—	—	—	—
新株予約権及びリストリクト ド・ストック・ユニットの失効	—	△203	199	—	—	—	—
株式報酬取引	—	600	—	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利 益剰余金への振替	—	—	△3	—	228	△225	—
所有者との取引額合計	200	242	△4,720	—	228	△225	—
2025年3月31日時点の残高	48,623	42,039	2,991	△568	—	△233	△17

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	その他の資本の構成要素					
	在外営業活動体の 換算差額	持分法適用会社にお けるその他の包括利 益に対する持分	合計	合計	非支配持分	合計
2024年4月1日時点の残高	53,380	369	52,635	139,515	△351	139,163
当期包括利益						
当期利益	—	—	—	10,485	△120	10,364
その他の包括利益	△4,933	△11	△4,085	△4,085	3	△4,081
当期包括利益合計	△4,933	△11	△4,085	6,400	△116	6,283
新株の発行	—	—	—	45	—	45
親会社の所有者に対する配当金	—	—	—	△4,917	—	△4,917
新株予約権及びリストリクト ド・ストック・ユニットの失効	—	—	—	△3	—	△3
株式報酬取引	—	—	—	600	—	600
その他の資本の構成要素から利 益剰余金への振替	—	—	3	—	—	—
所有者との取引額合計	—	—	3	△4,275	—	△4,275
2025年3月31日時点の残高	48,447	357	48,553	141,639	△468	141,171

◆連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSにより要請される記載及び注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 73社

主要な連結子会社の名称 PHC株式会社

Ascensia Diabetes Care Holdings AG

株式会社LSIメディエンス

Epredia Holdings Ltd.

ウイーメックス株式会社

メディフォード株式会社

当連結会計年度における連結の範囲の変更

子会社の清算による減少 3社

連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が異なる子会社の計算書類は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社等の数 6社

主要な関連会社等の名称 Senseonics Holdings, Inc.

当連結会計年度における持分法適用の範囲の変更

関連会社の取得による増加 1社

関連会社の清算による減少 1社

4. 重要性がある会計方針

(1) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産のうち、営業債権については、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識されております。純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除く全ての金融資産を、当初認識時に公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引費用は、純損益に認識されております。ただし、重要な金融要素を含まない営業債権は取引価格で当初測定されております。

当社グループは、金融資産を、当初認識時に、(a)償却原価で測定する金融資産、(b)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品、(c)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品、(d)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(a) 債却原価で測定する金融資産

以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

以下の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品に分類しております。

・当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

特定の資本性金融商品について、当初認識時に公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に分類しております。

(d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

当社グループは、当初認識後の金融資産を、以下のとおりに測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法によって計算された金利収益及び認識を中止した場合の利得又は損失は、純損益に認識されております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

公正価値で測定しております。公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識されております。認識を中止した場合には、過去に認識したその他の包括利益を純損益に振り替えております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

公正価値で測定しております。公正価値の変動額は、その他の包括利益に認識されております。認識を中止した場合には、その他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、純損益に認識しております。

(d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定し、公正価値の変動額を純損益に認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てが移転する場合にのみ、金融資産の認識を中止しております。

(iv) 減損

当社グループは、償却原価で測定される金融資産等について、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。ただし、営業債権等については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額

・貨幣の時間価値

・報告日時点で過大なコスト又は労力なしに利用可能である、過去の事象、現在の状況、並びに将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な情報

なお、当社グループは、営業債権、契約資産及びリース債権の予想信用損失を見積もる際に、引当マトリクスを用いた実務上の簡便法を採用しております。

当社グループは、金融資産について契約上のキャッシュ・フローの全体又は一部分を回収する合理的な見込みがない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、当該金融商品の契約当事者となった取引日に金融負債を当初認識しております。

当社グループは、金融負債を、当初認識時に、(a)償却原価で測定する金融負債、(b)純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。

当初認識時に、償却原価で測定する金融負債は、公正価値に当該金融負債に直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の取引費用は、純損益に認識しております。

(ii) 事後測定

当社グループは、当初認識後の金融負債を、その分類に応じて以下のとおりに測定しております。

(a) 債却原価で測定する金融負債

実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法によって計算された金利費用及び認識を中止した場合の利得又は損失は、純損益に認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

公正価値で測定し、公正価値の変動額を純損益に認識しております。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③ ヘッジ会計を含むデリバティブ金融商品

当社グループは、外貨エクスポージャーをヘッジするためにデリバティブ金融商品を保有しております。デリバティブは公正価値で当初測定されます。また、当初認識後は、デリバティブは公正価値で測定され、その変動は、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定される場合を除いて、純損益として認識されます。

当社グループは、取引開始時に、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係、並びに種々のヘッジ取引の実施についてのリスク管理目的及び戦略について文書化を行っております。当社グループはまた、ヘッジ取引に利用したデリバティブがヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し極めて有効であるかどうかについても、ヘッジ開始時及び継続的に評価し文書化を行っております。

当社グループは、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動のうち、有効部分を連結包括利益計算書においてその他の包括利益として、非有効部分に関する利得又は損失を、純損益で即時認識しております。資本に累積された金額は、ヘッジ対象が純損益に影響を与える期に、純損益に組替えられます。しかしながら、ヘッジ対象である予定取引が非金融資産若しくは負債の認識を生じさせるものである場合には、それまで資本に繰り延べていた利得又は損失を振替え、当該資産若しくは負債の測定額に含めています。また、ヘッジ対象である予定取引の発生の可能性がなくなった時点で、資本に計上されている利得又は損失の累計額を純損益に振替えております。

なお、当社グループは、デリバティブではない金融負債を在外営業活動体への純投資に係る外国為替リスクをヘッジするためのヘッジ手段として指定しております。ヘッジ手段として指定された金融負債の為替差損益のうち有効部分は、その他の包括利益に認識され、資本において為替換算調整勘定として表示されます。また、非有効部分は、即時に純損益として表示されます。その他の包括利益に認識された金額は、当該在外営業活動体の処分又は部分的な処分を行った際に全額又は部分的に組替調整額としてそれぞれ純損益に振り替えられます。

④ 金融資産と金融負債の相殺

当社グループは、金融資産と金融負債を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済する、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合のみ、金融資産と金融負債を相殺して純額で表示しております。

(2) 棚卸資産

棚卸資産は主として、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品から構成されております。

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいざれか低い金額で測定しております。取得原価は主として総平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費、及び棚卸資産を現在の場所及び状態にするまでに要したその他の費用が含まれております。製品及び仕掛け品については、正常生産能力に基づく製造間接費の適切な配賦額を含めております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

(3) 有形固定資産

当社グループは、有形固定資産の認識後の測定方法として、原価モデルを採用しております。有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示されております。

取得原価には、購入価格、資産の取得に直接関連する費用、解体、除去及び原状回復費用、並びに資産計上の要件を満たす借入費用が含まれております。

当社グループは、土地及び建設仮勘定以外の有形固定資産を、各資産の見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて減価償却しております。これらの資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な資産の種類別の耐用年数は以下のとおりあります。

- ・建物及び構築物 2~50年
- ・機械装置及び運搬具 2~17年

なお、減価償却方法、残存価額及び残余耐用年数は、期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(4) のれん

当初認識時におけるのれんは、企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計が、取得時における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回った場合にその超過額として測定しております。

のれんは、取得価額から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

持分法適用会社については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めております。また、当該投資に係る減損損失は、持分法適用会社の帳簿価額の一部を構成する、のれんを含むいかなる資産にも配分しておりません。

(5) 無形資産

当社グループは、当初認識時において、個別に取得した無形資産を取得原価で測定し、企業結合において取得した無形資産を、取得日現在における公正価値で測定しております。

自己創設無形資産については、資産認識の要件を満たすものを除き、関連する支出は発生時に費用処理しております。資産の認識基準を満たす場合は、認識基準を最初に満たした日以降に発生する支出の合計額を取得原価としております。

無形資産の事後測定においては、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

内部発生の研究費用は発生時に費用として認識しております。

当社グループは、耐用年数を確定できる無形資産を、各資産の見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。これらの無形資産の減価償却は、使用可能となった時点から開始しております。

主な無形資産の種類別の耐用年数は、以下のとおりあります。

- ・特許権 5~8年
- ・顧客関連資産 2~25年
- ・商標権 4~16年
- ・技術資産 5~15年

なお、償却方法、残存価額及び残余耐用年数は、期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(6) リース

① 借手

当社グループは、リース開始日時点において、使用権資産及びリース負債を認識しております。

リース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分を借手の追加借入利子率で割り引いた現在価値として測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定額に、リース開始日以前に支払われた前払リース料を加算し、当初直接コストやリース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で測定しております。当初認識後は、リース期間の終了時までに原資産の所有権が当社グループに移転するか、又は使用権資産の取得原価に購入オプション行使する見込みが反映されている場合は、使用権資産は原資産の耐用年数にわたって、それ以外の場合には、使用権資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法で減価償却しております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識していません。

ス負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって定額法又は他の規則的な方法により費用として認識しております。

契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判断し、リース期間を決定します。契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかの判断は、対象資産が特定され、かつ、特定された資産の使用を借手が支配しているかどうかで行います。支配とは、借手が資産を使用する期間にわたって、借手が特定された資産の使用からの経済的便益のほとんど全てを得る権利を有しており、かつ、借手が特定された資産の使用を指図する権利を有している場合を言います。リース期間を決定するためには、借手がリースを延長するオプションを行使すること又はリースを解約するオプションを行使しないことへの経済的インセンティブを生じさせる全ての関連性のある事実及び状況を考慮した上で、延長オプション又は解約オプションを行使するか否かを判断する必要があります。見積りには追加借入利子率に基づく割引率の計算を含みます。

② 貸手

リースはオペレーティング・リース又はファイナンス・リースのいずれかに分類しております。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合にはファイナンス・リースに分類し、移転しない場合にはオペレーティング・リースに分類しております。リースがファイナンス・リースかオペレーティング・リースかは、契約の形式ではなく取引の実質に応じて判断しております。

なお、当社グループが中間の貸手である場合、サブリースの分類は、ヘッドリースから生じる使用権資産を参照して分類しております。

(7) 非金融資産の減損

当社グループは、棚卸資産、退職給付に係る資産及び繰延税金資産を除く、非金融資産の減損の兆候の有無を評価しております。

減損の兆候が存在する場合又は年次で減損テストが要求されている場合は、各資産の回収可能価額の算定を行っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、毎年又は減損の兆候が存在する場合、減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、売却費用控除後の公正価値と使用価値とのうちいずれか高い方の金額で測定しております。使用価値は、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いたキャッシュ・フロー予測に基づいております。資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額より低い場合にのみ、当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、純損益として認識しております。

資金生成単位については、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成するものとして識別する資産グループの最小単位としております。

資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。

のれん以外の資産については、過去に認識した減損損失は、期末日ごとに、過年度に計上した減損損失の戻入れの兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。

減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れております。

関連会社への投資の帳簿価額の一部に含まれる関連会社の取得に係るのれんについては、他の部分と区分せず、関連会社に対する投資を一体の資産として、減損の対象としております。

(8) 従業員給付

① 短期従業員給付

当社グループは、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点での割引計算を行わない金額を費用として、その未払額を負債として認識しております。

賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合にそれらの制度に基づいて支払われる見積額を負債として認識しております。

② 長期従業員給付

(i) 退職後給付

一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を採用しており、また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

(a) 確定給付制度

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する退職給付費用を、予測単位積増方式を用いて制度ごとに個別に算定しております。割引率については、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定されております。

確定給付制度に係る負債又は資産の再測定額は、発生した期間にその他の包括利益として認識され、その後純損益には振り替えられません。また、過去勤務費用は発生した期間に純損益として認識されております。

(b) 確定拠出制度

当社グループは、確定拠出型の退職後給付に係る費用を、従業員が役務を提供した期に費用として認識しております。

(c) 複数事業主制度

一部の子会社では確定給付制度に分類される複数事業主による年金制度に加入しております。これらについては、確定給付の会計処理を行うための十分な情報を入手できない場合は、確定拠出制度と同様の処理を行っております。

(ii) その他の長期従業員給付

従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引くことによって長期従業員給付に対する純債務を算定しております。再測定による差異は発生した期間に純損益で認識しています。

(9) 株式に基づく報酬

当社グループは、株式に基づく報酬について、付与日において見積もった公正価値を、最終的に権利確定すると予想される資本性金融商品の数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本剰余金の増加として認識しております。付与された株式に基づく報酬の公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。また、その後の情報により確定すると見込まれる資本性金融商品の数が従前の見積りと異なることが示された場合には、必要に応じて権利確定の見積りを修正しております。

(10) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、当社グループが法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しております。

引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の振り戻しは金融費用として認識しております。

(11) 顧客との契約から生じる収益

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

会計方針の詳細は、収益認識に関する注記に記載しております。

(12) 外貨換算

① 外貨建取引

当社グループは、外貨建取引を、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで機能通貨に換算しております。

決算日における外貨建貨幣性項目は、決算日の為替レートで、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日の為替レートで、それぞれ機能通貨に再換算されております。

当該換算及び決済により生じる換算差額は原則として純損益に認識されております。

② 在外営業活動体の財務諸表

当社グループは、在外営業活動体の資産・負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）は期末日の為替レート、収益及び費用は取引日の為替レート又はそれに近似するレートで円に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益として認識し、その累積額は、連結財政状態計算書上、「その他の資本の構成要素」に計上しております。

在外営業活動体が処分された場合には、在外営業活動体の累積換算差額を処分した期の純損益として認識しております。

(13) その他

当社及び一部の国内子会社は、グループ通算制度を適用しております。

5. 会計上の見積り

当社グループは、連結計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断及び見積りを行っております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

会計上の見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した会計期間及び将来の会計期間において認識されます。

将来に関する行う仮定及び見積りの不確実性の他の主要な発生要因のうち、翌連結会計年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものは以下のとおりであります。

(1) 非金融資産の減損（のれん 206,500百万円、無形資産 80,649百万円、有形固定資産 48,374百万円）

当社グループは、非金融資産が減損している可能性を示す兆候がある場合、当該資産の回収可能価額を見積もっております。また、企業結合で取得したのれんについては、減損の兆候の有無に関わらず、年に1度減損テストを実施しており、のれんを配分した資金生成単位又は資金生成単位グループの回収可能価額を算定しております。これらの回収可能価額の算定に当たって将来キャッシュ・フローを用いる場合、当該キャッシュ・フロー予測は、経営者が作成した各事業の事業計画及び事業計画期間経過後の成長率を基礎としております。また、割引率は、貨幣の時間価値及び関連する資産に固有のリスクのうち、それについて将来キャッシュ・フローの見積りを調整していないものに関する市場評価を反映することによって決定しております。

これらの判定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 収益認識に当たって予想される返金の見積り（返金負債 11,448百万円）

当社グループは、顧客から受け取った対価のうち、リベートの支払い、返品等によって顧客に返金すると見込まれる金額を、返金負債として認識しております。また、当社グループは、契約において顧客と約束した対価から返金負債を控除した金額を取引価格とし、関連する履行義務を充足した際に、当該取引価格を収益として認識しております。返金負債の見積りに係る不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ収益は認識されておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が返金負債の見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 棚卸資産の測定（棚卸資産 51,694百万円）

当社グループは、棚卸資産について、正味実現可能価額の算定において完成までに要する原価及び販売費用について仮定を設定しています。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 引当金の測定 (引当金 12,301百万円)

当社グループは、リストラクチャリング引当金や製品保証引当金等、種々の引当金を計上しております。これらの引当金は、決算日における債務に関するリスク及び不確実性を考慮に入れた、債務の決済に要する支出の最善の見積りに基づいて計上されております。

債務の決済に要する支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しておりますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって影響を受ける可能性があり、実際の支払額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(5) 従業員給付の測定 (退職給付に係る負債 5,544百万円)

当社グループは、確定給付型を含む様々な退職給付制度を有しています。これらの各制度に係る確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、割引率、昇給率、退職率、死亡率等の数理計算上の仮定に基づいて算定されています。数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(6) 税務上の不確実性及び繰延税金資産の回収可能性 (未払法人税 4,207百万円、繰延税金資産 6,120百万円)

当社グループは、税務当局が税法に基づいてその税務処理を認めるかどうかに関して不確実性がある場合、当該不確実性を考慮して関連する課税所得（税務上の欠損金）税務基準額、税務上の繰越欠損金、繰越税額控除又は税率を決定した上で、それらに基づいて未払法人税及び繰延税金資産を算定しております。当該不確実性の影響の反映は会計上の見積りを伴うものであり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用する課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、事業計画に基づいて将来獲得しうる課税所得の時期及びその金額を合理的に見積り、金額を算定しております。課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の金融資産（流動）	631百万円
その他の金融資産（非流動）	1,586百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 97,995百万円

3. 売却として会計処理していないセール・アンド・割賦バック取引による所有権留保資産

セール・アンド・割賦バック取引を行った結果、売却として会計処理されておらず、当社グループが引き続き有形固定資産として計上しているものの、貸手に所有権が留保されている資産は、以下の通りです。

有形固定資産 1,734百万円

また、これらの所有権が留保されている資産に対応する負債は、以下の通りです。

借入金(流動) 562百万円

借入金(非流動) 1,029百万円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 126,410,072株
2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数
普通株式 211,941株
3. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	2,268	利益剰余金	18	2024年3月31日	2024年6月27日
普通株式	2,648	利益剰余金	21	2024年9月30日	2024年12月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月25日開催の第12期定時株主総会において、配当に関する事項を次のとおり付議する予定です。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	2,650	利益剰余金	21	2025年3月31日	2025年6月26日

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,298,223株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループは、事業の競争力を高めて継続的な成長を図り、企業価値を最大化することを資本管理の基本としております。そのための事業の投資等に対する資金は借入金等の手段を総合的に勘案して調達を実施しております。当社グループは、リスクに見合った十分な自己資本を確保し、自己資本の充実と有効活用に努め、財務の健全性と資本コストのバランスを考慮し、適切な資本構成の維持をしております。

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、事業環境・金融市場環境による影響を受けております。事業活動の過程で保有する又は引き受ける金融商品は固有のリスクにさらされております。リスクには、①信用リスク、②流動性リスク及び③市場リスクが含まれております。当社グループは、社内での管理体制の構築や金融商品を用いてグループの財政状態及び業績に与える影響を最小限にする管理を実行しております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値で測定されない金融資産及び金融負債

当社グループは、現金及び現金同等物、営業債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、借入金、その他の金融負債の金融商品を保有しております。また、これらの帳簿価額は公正価値と一致又は近似していることから、公正価値の開示を省略しております。

(2) 公正価値で測定される金融資産及び金融負債

公正価値で測定される金融資産及び金融負債について、それらの公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは以下のとおりであります。

それぞれのレベルは、次のように定義付けられております。

レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外の、資産・負債について直接的（すなわち価格として）又は間接的（すなわち価格に起因して）に観察可能なインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産・負債についてのインプット（観察不能なインプット）

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
複合金融商品	—	—	297	297
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	187	—	1,704	1,891
新株予約権	—	8,116	—	8,116
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ	—	116	—	116

当社グループは、公正価値ヒエラルキーのレベル2に区分される新株予約権について、二項モデルを適用して公正価値を算定しております。評価モデルで使用している株価及び金利等の基礎データは市場で容易に観察可能なものであるため、主觀性が高いものではありません。

また、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される株式については、主としてエクイティボラティリティ等をインプットとしたオプションプライシングモデルを用いて公正価値を算定しております。

レベル間の重要な振替が行われた金融商品の有無は毎期末日に判断しております。当連結会計年度においてレベル間の振替が行われた重要な金融商品はありません。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定の金融商品に関する期首残高と期末残高の調整表は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
期首残高	302	1,672
取得	—	—
利得及び損失	—	—
純損益（注）	—	—
その他の包括利益	△4	32
売却・決済	—	—
期末残高	297	1,704

(注) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものは、連結損益計算書上、「金融収益」又は「金融費用」に含まれております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

事業セグメントと主たる地域による収益分解は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	糖尿病マネジメント	ヘルスケアソリューション	診断・ライフサイエンス	その他の	合計
地域別					
日本	3,900	127,344	24,814	185	156,245
欧州	53,267	197	30,710	—	84,176
北米	22,077	133	56,799	—	79,011
その他	19,446	635	18,595	3,484	42,161
合計	98,692	128,311	130,920	3,669	361,593

なお、その他の源泉から認識した収益の額に重要性はありません。

2. 契約残高

当社グループの契約残高は、契約負債であり、期首時点の残高は5,080百万円及び当期残高は6,745百万円であります。また、顧客との契約から生じた債権は、営業債権に含まれております。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、2,614百万円であります。

当連結会計年度において、取引価格の変動等により、過年度に充足した履行義務に関して認識した収益はありません。

3. 履行義務

(1) 履行義務を充足する時点

契約上、特段の定めがない限り、原則として、顧客の検収時点で顧客に支配が移転し、履行義務が充足されるため、それらについては顧客による検収が行われた時点で収益を認識しております。また、契約上、リスク負担の移転時期について定めがある場合は、物品の引渡し時等、当該契約に定めるリスク負担の移転の時点で履行義務が充足されます。

(2) 対価の支払条件

履行義務を充足した後、概ね3ヶ月以内に支払を受けております。

(3) 顧客に移転する物品又はサービスの内容

顧客に移転する物品又はサービスは、主として血糖自己測定システム、POCT製品、電気式医薬品注入器、研究・医療支援機器、病理診断機器、レセプトコンピュータ・電子カルテ及び臨床検査サービスであります。当社グループでは、重要な代理人としての取引は行っておりません。

(4) 返品、返金等に応じる義務

当社グループでは、一部の地域において返品権又は類似の権利の付された製品の販売を行っております。製品が返品された場合、当社グループは当該商品の対価を返金する義務を有しております。

(5) 製品保証の種類及び関連する義務

当社グループでは、履行義務として取り扱うべき製品保証又は類似の権利の付された製品の販売は行っておりません。

なお、製品の販売契約の一部において、引渡し後に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しておりますが、当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したことありに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

4. 取引価格の算定

契約において約束された対価が変動性のある金額を含んでいるため、取引価格の算定に当たって、当社グループは、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に権利を得ることとなる対価の金額を見積もっております。一部の地域の販売についてリベートを付す場合、当社グループは、契約において顧客と約束した対価から当該リベートの

見積額を控除した金額で取引価格を算定しております。また、当社グループは、返品について、発生しうると考えられる予想返金額を算定し、当該見積額を控除した金額で取引価格を算定しております。これらの変動対価は、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含まれております。

当社グループは、顧客から受け取った対価のうち、リベートの支払い、返品等によって顧客に返金すると見込まれる金額は、返金負債として認識しております。また、関連する履行義務を充足した際に、契約において顧客と約束した対価から返金負債を控除した取引価格を収益として認識しております。

なお、当社グループは、対価の金額に重要な金融要素が含まれる製品の販売又はサービスの提供を行っておりません。

5. 期末に残存する履行義務に配分された取引価格

残存履行義務に配分した取引価格及び収益の認識が見込まれる時期は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,584
1年超	2,928
合計	4,513

なお、当社グループは実務上の便法を適用しているため、当初の予想期間が1年以内の契約に含まれる履行義務については記載を省略しております。

6. 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当連結会計年度において、契約コストから認識した資産はありません。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,122.36円
2. 基本的1株当たり当期利益	83.13円
3. 希薄化後1株当たり当期利益	82.58円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

■計算書類

◆株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	新株式 申込 証拠金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
			資本準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	48,423	1	18,466	20,142	38,609	24,962	24,962	△568	111,428	
当期変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	200	△47	200	—	200	—	—	—	—	352
新株式申込証拠金の払込	—	46	—	—	—	—	—	—	—	46
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△4,917	△4,917	—	—	△4,917
当期純利益	—	—	—	—	—	7,869	7,869	—	—	7,869
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	200	△1	200	—	200	2,952	2,952	—	—	3,350
当期末残高	48,623	0	18,666	20,142	38,809	27,914	27,914	△568	114,778	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		新株予約権
			評価・換算 差額等合計	新株予約権	
当期首残高	△1,266	△16,307	△17,573	919	94,773
当期変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	—	—	—	352
新株式申込証拠金の払込	—	—	—	—	46
剰余金の配当	—	—	—	—	△4,917
当期純利益	—	—	—	—	7,869
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	1,077	—	1,077	△455	622
当期変動額合計	1,077	—	1,077	△455	3,973
当期末残高	△188	△16,307	△16,495	463	98,747

◆個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

機械装置 7年

工具器具備品 2年～10年

無形固定資産 定額法

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア 3年

3. 退職給付引当金の計上の方法

執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を退職給付引当金として計上しております。

4. 役員退職慰労引当金の計上の方法

取締役及び監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

5. 賞与引当金の計上の方法

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

6. 契約損失引当金の計上の方法

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

7. 株式給付引当金の計上の方法

株式交付規則に基づく取締役及び従業員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

8. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金等となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

9. グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

また、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しております。

10. その他

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 515百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	149百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期債権	営業未収入金 2,521百万円
	未収入金 2,319百万円
	短期貸付金 53,881百万円
長期債権	長期貸付金 87,305百万円
短期債務	短期借入金 68,071百万円
	未払金 2,137百万円
	預り金 8,154百万円
3. 財務制限条項	

当社の借入金251,509百万円には、以下の財務制限条項が付されております。

- ① 各事業年度の末日における連結資本の金額は契約に定める一定金額を下回らないこと
- ② 連続する2会計年度において、マイナスの連結営業利益を計上しないこと
- ③ 長期債務格付を取得した場合、契約に定める一定以上を維持すること

IV. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業収益	16,078百万円
その他営業取引高	4,547百万円
営業取引以外の取引高	11,340百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日の自己株式数に関する事項

普通株式	211,941株
------	----------

VII. 税効果会計に関する注記

1. 總延税金資産の発生の主な原因

總延税金資産	
税務上の總越欠損金	2,759百万円
過大支払利子税制	671百万円
減価償却超過額	73百万円
減損損失	125百万円
賞与引当金	78百万円
總延資産の償却超過額	71百万円
資産除去債務	72百万円
株式報酬費用	38百万円
その他有価証券評価差額金	166百万円
未収入金	144百万円
その他	332百万円
總延税金資産 小計	4,529百万円
税務上の總越欠損金に係る評価性引当額	△2,759百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,089百万円
評価性引当額 小計	△3,848百万円
總延税金資産 合計	681百万円
總延税金負債	
資産除去債務	72百万円
その他有価証券評価差額金	94百万円
總延税金負債 合計	166百万円
總延税金資産の純額	515百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

3. 法人税等の変更による總延税金資産及び總延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。これに伴い、總延税金資産及び總延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から令和8年4月1日以後開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。

この税率変更により、總延税金資産は5百万円増加し、法人税等調整額が3百万円減少、その他有価証券評価差額金が2百万円増加しております。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

区分	名称	議決権等の所有	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	P H C 株式会社	直接100%	-	経営管理	マネジメントサービスの提供(注1)	3,554	営業未収入金	931
					資金の回収(注3)	1,706	短期貸付金	24,832
					受取利息(注2)	700		
					借入金との相殺(注8)	21,754	長期貸付金	83,965
					資金の回収(注3)	6,452		
	株式会社 L S I メディエンス	直接100%	-	経営管理	受取利息(注2)	5,744	短期貸付金	5,517
					資金の回収(注3)	650		
	Wi-Maxxus 株式会社	直接100%	-	経営管理	受取利息(注2)	95	長期貸付金	3,340
					受取利息(注3)	48		
					資金の回収(注3)	1,440	預り金	7,005
					資金の預り	4,870		
					支払利息(注4)	3		
Ascensia Diabetes Care Holdings AG	Ascensia Diabetes Care Holdings AG	間接100%	-	経営管理	人件費等の支払(注5)	1,140	未払金	618
					資金の借入(注4)	9,252	短期借入金	66,413
					支払利息(注4)	3,288		
					ADC減資に伴う減少(注7)	21,754		
Epredia Holdings Ltd.その他子会社4社	Epredia Holdings Ltd.その他子会社4社	直接100%	-	経営管理	人件費等の支払(注5)	940	未払金	471
					資金の貸付(注2)	1,308	短期貸付金	19,036
					受取利息(注2)	1,073		

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	氏名	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	平嶋 竜一	被所有 直接0.0%	専務執行役員 (CAO,CHRO,CTO)	ストック・オプションの行使(注6)	129	-	-
				長期インセンティブ報酬の権利付与(注9)	28	株式給付引当金	6
	山口 快樹	被所有 直接0.0%	常務執行役員 (CFO)	長期インセンティブ報酬の権利付与(注9)	28	株式給付引当金	6

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) P H C 株式会社へのマネジメントサービスの提供については、市場価格を勘案の上、決定しております。

(注2) P H C 株式会社及び株式会社 L S I メディエンスへの短期貸付金の貸付については、短期間での反復取引のため取引金額は、当事業年度における純増減額を記載しております。なお、利息の受取については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) P H C 株式会社及びその他子会社への資金の貸付及び利息の受取については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注4) Ascensia Diabetes Care Holdings AGからの資金の借入及び利息の支払については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

- (注5)子会社在籍幹部に係る人件費等を支払っております。
- (注6)新株予約権の行使は、2021年3月31日開催の株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
なお、取引金額は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式に払込金額と新株予約権の公正価値を乗じた金額を記載しております。
- (注7)2025年3月27日付にて、Ascensia Diabetes Care Holdings AGの減資に伴い、Ascensia Diabetes Care Holdings AGにおける弊社に対する貸付金を株主であるPHC株式会社へ現物配当しました。
- (注8)2025年3月27日付にて、Ascensia Diabetes Care Holdings AGの減資に伴い、PHC株式会社に対して貸付金と借入金が生じることとなったため、当該借入金について貸付金との相殺を行っております。
- (注9)2024年7月31日開催の取締役会で発行決議がなされた長期インセンティブ報酬の権利付与によるものであります。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	778.80円
1株当たり当期純利益	62.39円

■監査報告

◆連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

P H C ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 花岡 克典
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西垣内 琢也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、P H C ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、P H C ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

◆計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

P H C ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 花岡 克典
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西垣内 琢也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、P H C ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

◆監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に対面又はオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月28日

PHCホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	池内 孝一	印
社外監査役	シャノン・ハンセン	印
社外監査役	北川 哲雄	印

以 上